

保育所等の職員による虐待に関する通報義務について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第29号)により、児童福祉法を改正し、保育所等の職員による虐待に関する通報義務の創設に関する規定が整備されました。

虐待の定義

行為の類型/定義	具体例
①身体的虐待 /保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為 ・ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
②性的虐待 /保育所に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること	・ 下着のままで放置する ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる ・ 性器を見せる ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・ こどもへの性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・ わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など
③ネグレクト /保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること	・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。 ・ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない ・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする ・ 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する ・ 適切な食事を与えない ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・ その他職務上の義務を著しく怠る など
④心理的虐待 /保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど ・ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど ・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月改訂)」より

通報窓口

虐待又はそのおそれのある行為に気づいた場合は、以下のいずれかの通報窓口にとめらわずにご相談ください。

※ 通報をしたことで不利益を受けることはありません。

相談・連絡先	連絡先／対応可能時間
芦屋町健康・こども課子育て支援係	093-223-3537 ／平日 8:30-17:15
福岡県子育て支援課	092-643-3258 ／平日 9:00-17:00